

令和 7 年度

定期健康診断会場校警備業務委託
仕 様 書

大阪市教育委員会事務局

1 業務内容

令和7年度定期健康診断会場の出入口において、受診者の誘導及び不審者が会場内へ侵入しないように監視する等の警備を行う。

2 警備対象所在地及び警備箇所

- (1) 別紙1「警備対象一覧表」のとおり
- (2) 警備箇所は、1日あたり最大3～1箇所とする。（別紙2「令和7年度 大阪市教職員定期健康診断実施日程」のとおり）
- (3) 警備箇所1箇所につき、警備員を1名以上配置すること。
- (4) 健康診断会場出入口とし、会場敷地内については警備対象外※とする。
※侵入者の対応や急病人等の救護措置については臨機に対応すること。

3 履行期限

令和7年12月25日

警備実施日については、別紙2「令和7年度 大阪市教職員定期健康診断実施日程」のとおり

4 派遣する警備員について

- (1) 警備員の選考にあたっては、業務を遂行する能力を有する者で、警備業法に規定する教育を受けた者とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、あらかじめ発注者に警備員名簿を提出すること。また派遣予定の警備員が病気等で変更する場合は、発注者に連絡し承諾を得たうえで、更新後の警備員名簿を速やかに提出すること。
- (3) 警備責任者を選任し、派遣する警備員を管理するとともに、連絡体制一覧表を提出すること。
なお、警備責任者は派遣警備員と兼務することができる。
- (4) 警備員は、勤務中、警備業法により所轄の公安委員会に届け出た制服及び装備を着用すること。
- (5) 警備員は、勤務中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、退職後も同様とする。
- (6) 発注者へ届け出た警備員であっても、資質等に問題がある場合は速やかに他の者と交代させること。

5 警備内容

- (1) 健康診断会場出入口において、受診者の誘導及び不審者が会場内へ侵入しないように監視すること。
- (2) 不審者の侵入が発生した場合には、警備責任者を通じて健康診断会場校の管理職に連絡するとともに、会場外へ退去を促すこと。
- (3) 暴力行為等他人に危害を加えた者及び加える恐れのあるものには速やかに対処すること。
- (4) 急病人や負傷者がいた場合は、救護措置を行うこと。
- (5) 受注者で携帯用の椅子等準備することにより、座哨警備も可とする。
- (6) 拾得物の対応（警備責任者を通じて発注者に確認すること。）

- (7) 非常事態が発生、あるいは発生の恐れがあるとき、または重大な判断を要するときは、発注者及び会場校の管理職へ迅速かつ的確に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう万全を期すこと。
- (8) 困難な事例等の対応にあたっては、警備責任者を通じて発注者と報告・連絡・相談を密に行いながら対応すること

6 提出書類

提出書類	提出時期
警備計画書（警備服務指針、具体的方針を記載したもの）	契約締結後速やかに（受注者任意の様式）
警備責任者、警備員名簿（変更があれば随時提出）	契約締結後速やかに（受注者任意の様式）
警備従事者の制服と名札の写真	契約締結後速やかに
警備状況報告書（日報）	別紙3の様式 業務完了時に提出
拾得物報告書	受注者の任意の様式 随時
業務完了届	別紙4の様式 業務完了時に提出

7 再委託

- (1) 業務委託契約書（経常型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- イ 本仕様書「5 警備内容」に関すること。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8 所要経費の負担

- (1) 受注者が制定する制服・名札等は受注者の負担とする。
- (2) 熱中症対策物品、防寒対策物品及び装備については受注者の負担とする。
- (3) 業務に必要な消耗品等及び会場への運搬経費等は受注者の負担とする。

9 その他

- (1) 仕様書の疑義については、発注者に確認しその指示によること。
なお、細部については発注者が指示するが、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては協議のうえ適正に実施すること。
- (2) 業務実施にあたり事故等が発生した場合は、速やかに発注者に状況を報告するとともに、適宜必要と考えられる措置を行うこと。
- (3) 緊急時の報告・連絡体制を確立しておくこと。
- (4) 契約締結後、本仕様書はすべて発注者の解釈によるものとする。また、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。
また、この仕様書の内容について特別な事情が生じた場合等は別途協議のうえ、変更及び追加を行うことができるものとする。
- (5) 受注者は特記仕様書の各条項の規定を遵守すること。
- (6) 受注者は、警備業法を遵守し、常に警備員の資質の向上に努めること。
- (7) 警備員の休憩スペースについては、全会場において、発注者が確保するものとする。詳細については、契約締結後速やかに調整することとする。
- (8) 本業務委託積算基準については、主に「建築保全業務積算要領」及び「建築保全業務積算基準」に基づいている。

10 問合せ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当
TEL : 06-6208-9138
FAX : 06-6202-7053

警備対象一覧表

別紙 1

番号	区名	学校名	住所	警備箇所	警備場所
1	港	市岡中学校	港区磯路1-5-21	1	正門
2	淀川	新北野中学校	淀川区新北野2-13-37	1	正門
3	都島	都島中学校	都島区中野町3-9-33	1	正門
4	東住吉	中野中学校	東住吉区中野4-4-25	1	東門
5	此花	此花中学校	此花区高見2-14-31	1	西門
6	旭	旭陽中学校	旭区高殿5-9-31	1	正門
7	福島	下福島中学校	福島区玉川1-4-11	1	正門
8	大正	大正中央中学校	大正区小林東3-23-5	1	通用門
9	住吉	我孫子中学校	住吉区我孫子東1-4-32	1	正門
10	浪速	難波中学校	浪速区塩草1-1-59	1	正門
11	住之江	住之江中学校	住之江区御崎8-1-6	1	正門
12	阿倍野	文の里中学校	阿倍野区美章園1-5-52	1	正門
13	天王寺	天王寺中学校	天王寺区北河堀町6-20	1	正門
14	西成	梅南中学校	西成区梅南3-3-17	1	正門
15	北	天満中学校	北区神山町12-9	1	正門横通用門
16	城東	城東中学校	城東区永田3-3-44	1	正門
17	西淀川	歌島中学校	西淀川区歌島2-11-9	1	正門
18	平野	瓜破中学校	平野区瓜破2-5-31	1	正門
19	中央	東中学校	中央区大手前4-1-5	1	正門
20	西	西中学校	西区千代崎3-1-43	1	正門
21	東淀川	新東淀中学校	東淀川区豊里1-10-32	1	正門
22	鶴見	緑中学校	鶴見区鶴見6-6-11	1	正門
23	東成	本庄中学校	東成区東中本3-14-2	1	東門
24	生野	義務教育学校生野未来学園	生野区生野西3丁目5-40	1	正門

※上記の箇所で警備を想定しているが、学校と調整した結果、警備箇所が変更となる場合がある。

なお、日時と配置人員数と警備時間については変更ないものとする

番号	勤務地の区	会場	7/22	7/23	7/24	7/25	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	12/24	12/25
			火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	水	木
1	港	市岡中学校																					
2	淀川	新北野中学校																					
3	都島	都島中学校																					
4	東住吉	中野中学校																					
5	此花	此花中学校																					
6	旭	旭陽中学校																					
7	福島	下福島中学校																					
8	大正	大正中央中学校																					
9	住吉	我孫子中学校																					
10	浪速	難波中学校																					
11	住之江	住之江中学校																					
12	阿倍野	文の里中学校																					
13	天王寺	天王寺中学校																					
14	西成	梅南中学校																					
15	北	天満中学校																					
16	城東	城東中学校																					
17	西淀川	歌島中学校																					
18	平野	瓜破中学校																					
19	中央	東中学校																					
20	西	西中学校																					
21	東淀川	新東淀中学校																					
22	鶴見	緑中学校																					
23	東成	本庄中学校																					
24	生野	義務教育学校生野未来学園																					
警備箇所数			2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	1	1	2	2

警備箇所数：1日あたり最大3箇所～1箇所（色塗の箇所が実施日及び実施箇所）
警備実施日：令和7年7月22日～令和7年8月22日及び12月24～25日ただし、お盆期間は定期健康診断を実施しないため警備は不要
警備時間：9:00～16:30 休憩時間については、12:00～13:00までの間で取得すること。

警備状況報告書（日報）

令和 年 月 日（ ） 警備箇所

会社名

勤務時間

勤務者

時 分～ 時 分

（氏名）

時 分～ 時 分

（氏名）

時 分～ 時 分

（氏名）

業 務 内 容		
時間	業務内容	対応者
9:00		
10:00		
11:00		
12:00		
13:00		
14:00		
15:00		
16:00		
16:30		
特 記 事 項		

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会 教育長 様

所在地
受注者 社 名
代表者名

次のとおり業務が完了しましたので通知します。

記

契 約 番 号	第 号
契 約 年 月 日	令 和 年 月 日
業 務 名 称	令和7年度定期健康診断会場校警備業務委託
業 務 場 所	本市指定場所
完 了 年 月 日	令 和 年 月 日
履 行 期 限	令 和 7 年 12 月 25 日

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること